

静岡県環境放射能測定技術会（令和3年度第1回）会議録

1 開催日・場所等

日時	令和3年6月24日（木）15:00～17:00
方法	Web会議
出席者	構成員：加藤危機管理監代理兼危機管理部部長代理ほか17名
議事	<p>議事</p> <p>(1) 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第189号</p> <p>(2) 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査解説資料（案）</p> <p>(3) 静岡原子力だより189号（案）</p> <p>報告</p> <p>(1) 令和3年度第1四半期浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定結果速報</p> <p>(2) 浜岡原子力発電所の現況</p>
配布資料	<p>資料1 浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書 （令和3年1月～3月）（静岡県環境放射線監視センター）</p> <p>資料2 浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書 （令和3年1月～3月）（中部電力(株)浜岡原子力発電所）</p> <p>資料3 浜岡原子力発電所の運転状況等（中部電力(株)浜岡原子力発電所）</p> <p>資料4 モニタリングステーション線量率計取替に伴う代替測定結果報告 （中部電力(株)浜岡原子力発電所）</p> <p>資料5 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第189号（案）</p> <p>資料6 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査解説資料（案）</p> <p>資料7 静岡原子力だより189号（案）</p> <p>資料8 令和3年度第1四半期浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定結果速報 （静岡県環境放射線監視センター及び中部電力(株)浜岡原子力発電所）</p> <p>関連資料1 令和3年度静岡県環境放射能測定技術会構成員名簿</p> <p>関連資料2 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第188号</p> <p>関連資料3 静岡原子力だより188号</p> <p>関連資料4 令和3年度浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定計画 中部電力報告資料 浜岡原子力発電所の現況</p>

2 審議事項

- (1) 浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書
（令和3年1月～3月）
- (2) 浜岡原子力発電所の運転状況等（中部電力(株)浜岡原子力発電所）
測定機関が、資料1（環境放射線監視センター）、資料2・3・4（中部電力(株)浜岡原子力発電所）により測定結果を報告した。

<質疑応答>

構成員：空間線量率は10分値と1時間値を示されているが、機械的には2分の間隔で測っているのでは？データのセットとして莫大なデータベースを

両機関がお持ちと思うが、最小の空間線量率は何分で得られるのか？

監視センター：線量率の最小は2分値となっている。

構成員：データセットはもっと膨大で持っていて、それを10分値、一時間値の平均値として掲載しているのか？

監視センター：そのとおり。

構成員：モニタリングステーションの更新ということで、同じ位置に可搬型の測定器を置いて測ったということだが、可搬型のデータの方が若干低い結果だったと思う。緊急時の場合には、可搬型の測定器で数多く県内に運んで測定することになると思うが、その時に得られたデータは本来のモニタリングステーションよりも低い値にでる可能性があるのではないか。その辺の差異を、緊急時にはどう評価しようとしているのか教えて欲しい。

監視センター：今回使用した可搬型ポストの指示値が全体的にマイナスであったが、基本的に保守点検で性能を確認している。またメーカーの指示値の許容範囲が±10%、JISでは±20%となっているため、装置的には問題はない。

実際に緊急時に使用する場合も、装置的には問題ないものとして使用する。乖離があった場合には何かしらの検討が必要と考える。

構成員：緊急時があった場合には、おそらく両機関は可搬型で測定して、その値に従って避難やヨウ素接種等の色々なアクションを取られると思うけど、実際には報告した値が、JISで認められているとなると10%とか20%のかなり大きい幅だと思うが、そういう誤差があるんだ、ということで、それも加味して色々対策が取られるということか？

監視センター：基本的に測定器としては正常なものとして運用し、そのデータを基に対策等を講じていくと考えている。

構成員：浮遊塵中の α β 等は何分かごとに測っていると思うが、 γ は同じ試料をまとめて測っているのか？ γ 用に別にサンプラーがあるのか、確認のため教えて欲しい。

監視センター： α β はろ紙上のものを連続測定している。それを1カ月間測定したものを1カ月後にろ紙を回収し、そのろ紙をもって γ 線を測定しているので同じものを測定している。

構成員：農産物等のサンプリングについて。両機関が同じように分析されていると思うが、同じ試料をいずれも同時に採って、それを二分してそれぞれの機関でやっているのか？

監視センター：同じ試料を扱っていて、それを二分して測定している。

構 成 員：放射能の放出管理について。放出の規制値や管理目標値があると思うが、トリチウム、希ガス等がどんな値になっているのかお教えいただきたい。

中部電力：施設保安規定にある。その中に例えば、液体廃棄物の管理目標値はトリチウムを除く場合は 3.7×10^{10} Bq となっている。

構 成 員：その保安規定に定められている値は、実際の報告書にはこの値は出てこないと思うが、技術会で議論する限りにおいては、管理目標値が記載してあるとわかりやすいと思う。排水の方にも保安規定の値があると思うが、記載してあると簡易に判断できるので、その情報もあるとありがたい。

中部電力：記載については検討する。

構 成 員：3号機の放水口モニターの下限逸脱について。令和2年に同じような事象が5号機にも起こっているとのことだが、私たちの認識として、放水口モニターでは掃除をすると砂が除去されて値が少なくなって、まただんだん徐々に増えていって、また掃除をすれば少なくなる、と認識すればよいのか？

中部電力：そのとおり。

構 成 員：それはすべての放水口モニターにおいても同じ傾向と考えていいのか？

中部電力：すべての放水口モニターの設備が同様な状況なので他も同じ状況になる

(3) 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第189号(案)

(4) 浜岡原子力発電所周辺環境放射調査解説資料(案)

事務局が、資料5及び6により、浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第189号(案)及び浜岡原子力発電所周辺環境放射調査解説資料(案)を説明した。

<質疑応答>

構 成 員：モニタリング計画は昨年だいぶ変わって、やる内容についても広がったり、あるいはやめたりとあった気がする。1頁の調査結果のまとめに、補足参考測定とバックグラウンド測定の項目があるが、この2つの測定は何のためにやっているのか、目的を申し上げたほうが良い。30キロ圏内の広げたところをやっているとか、なぜ積算線量が以前はちゃんとした項目だったが、補足参考測定になったとか、読む人がわかるように説明したほうがいい。

事 務 局：測定目的について説明が不十分だった。まずバックグラウンド測定の目的は、緊急事態が発生した場合、モニタリングへの移行に迅速に対応できるように、平常時からどんな測定結果が得られるか、緊急事態が起きる以前の状態がどうであったか、それを把握するために実施している

補足参考測定は浜岡原子力発電所からの影響を判断する上で参考となるもの、環境中の経時変化を把握する上で有効なもの、または測定技術の維持が必要なものと考えられるものについては平常時から測定を行うこととしている。

積算線量については、東電事故の事例でもそうだったが、まず空間線量率でこちらにも放射性物質を含むプルームが到来していることを把握することができた。積算線量は3か月間に渡って、放射線の影響を蓄積し測るものだから即時的な測定ができないということで、国の平常時モニタリング指針にも補足参考測定という扱いになっている。

構成員：会議出席のみなさんはわかるのかもしれないが、報告書の資料をみる県民の方は補足測定がどういうものなのか明確にわからないのではないか。

今説明のあったのものを目的として、どこかで掲げたほうがいいのでは？

事務局2：実際には資料5の調査結果案の95頁の測定計画の中に目的等記載している。事務局としては記載しているつもりだったが、住民の方やご覧になる方に伝わるには不十分である、とのご指摘だと思う。

今回の報告書は昨年度のまとめとなる年報であるため、このまままとさせていただきたい。昨年度の調査から大きく変わって、それに対して補足参考測定やバックグラント測定をちゃんと説明することが肝である、というご指摘だと思うので、そのことが分かるように次の調査結果等で放射線監視センターと事務局である原子力安全対策課で検討させていただきたい。

構成員：各測定項目について資料編をみると測定機関が書いてあるが、空間放射線量については、14カ所中8カ所は県が管理を担当していて、残り6は中部電力と、この報告書ではだれが責任持っているのか、資料編でも明らかでない。なんらかの形でもいいのでわかるようにしてほしい。我々は今日の説明で資料1資料2でもって話伺っているのだからわかる。資料編で環境試料については、県と中電の担当が明記されている。排水中の放射能は注意書きで中電の測定と書いてある。空間放射線量については管理主体が明記されていないので明確にしたほうがいいのではないか。

事務局：モニタリングポストについては、中部電力が管理しているものと県が管理しているものがあり、歴史的にそのような役割分担でやっている。

測定器自体は中部電力が監視しているが、テレメーターのシステムは県が一括でやっていたりと、必ずしもこれが完全に中電ポストである、これが県ポストであると、完全に言えない部分があったりして、今のような表現でずっと慣例的にきているという私の認識である。

よく資料を見れば、99頁の実施計画に記載があるのだが、もう少しわかりやすいところに記載するべきではないのか、というご指摘だと思うので、中部電力と監視センターで検討して宿題にさせていただきたい。

構 成 員：現に桜ヶ池のモニタリングステーションの報告で中部電力が管理しているのを表していた。テレメータについては県がまとめて管理するのは自明のことなので、それも書けばいいと思う。

測定については日々のことなので、監視運営は非常に重要なことなので、どちらかの機関が責任持ってやっているのか明確に述べたほうがいいのではないか。協議してより良いものにして欲しい。

<審議結果>承認。

(4) 静岡原子力静岡原子力だより 189 号 (案)

事務局 (原子力安全対策課) が、資料 7 により、静岡原子力だより 189 号 (案) を説明した。

<質疑応答>

構 成 員：4 頁の QA について。表紙の写真の b の説明では「除染後のタービンロータ」とのことだが、4 頁目の説明では「タービン建屋内の解体撤去」となっていて、説明と写真が合わないと思うので確認して欲しい。

事 務 局：写真の b は写真 a 「タービン部品の切断作業」の解体物として、そう記載した。もっとわかりやすいように説明を修正する。

<審議結果>承認。

3 報告

(1) 令和 3 年度第 1 四半期浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定結果速報

測定機関 (環境放射線監視センター及び中部電力株) が、資料 8 により令和 3 年度第 1 四半期浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定結果速報を説明した。

<質疑応答>なし。

(2) 浜岡原子力発電所の現況

中部電力株が、中部電力報告資料により、浜岡原子力発電所の現況について説明した。

<質疑応答>なし。

以上